

尾張旭市監査公表第24号

平成31年3月29日付け尾張旭市監査公表第10号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

令和元年7月1日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

都市整備部土木管理課

監査の指摘事項	措置状況
尾張旭市役所の位置を定める条例の一部改正により、市役所の所在地番の表記が平成21年3月30日から改正されているが、旧表記（2600番地の1）のままの契約書が散見される。	平成31年4月1日付け市有財産賃貸借契約から市役所の所在地番を尾張旭市役所の位置を定める条例のとおり是正した。